

簡易課税制度の事業区分の表

事業区分	みなし仕入率	該当する事業	
第1種事業	90%	卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。
第2種事業	80%	小売業等	小売業（購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業）、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。 なお、製造小売業は第3種事業になります。
第3種事業	70%	製造業等	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。
第4種事業	60%	その他の事業	第1種事業から第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。 また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第4種事業に該当します。
第5種事業	50%	サービス業等	金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。
第6種事業	40%	不動産業	不動産業（第1種事業から第3種事業及び第5種事業に該当する事業を除く）をいいます。

★飲食業の方へ注意 テイクアウトは第3種 店内飲食・デリバリーは第4種となります（業種区分）

★飲食業は 業種区分とは別に、店内飲食は10% テイクアウトは8%の軽減税率が適用となります